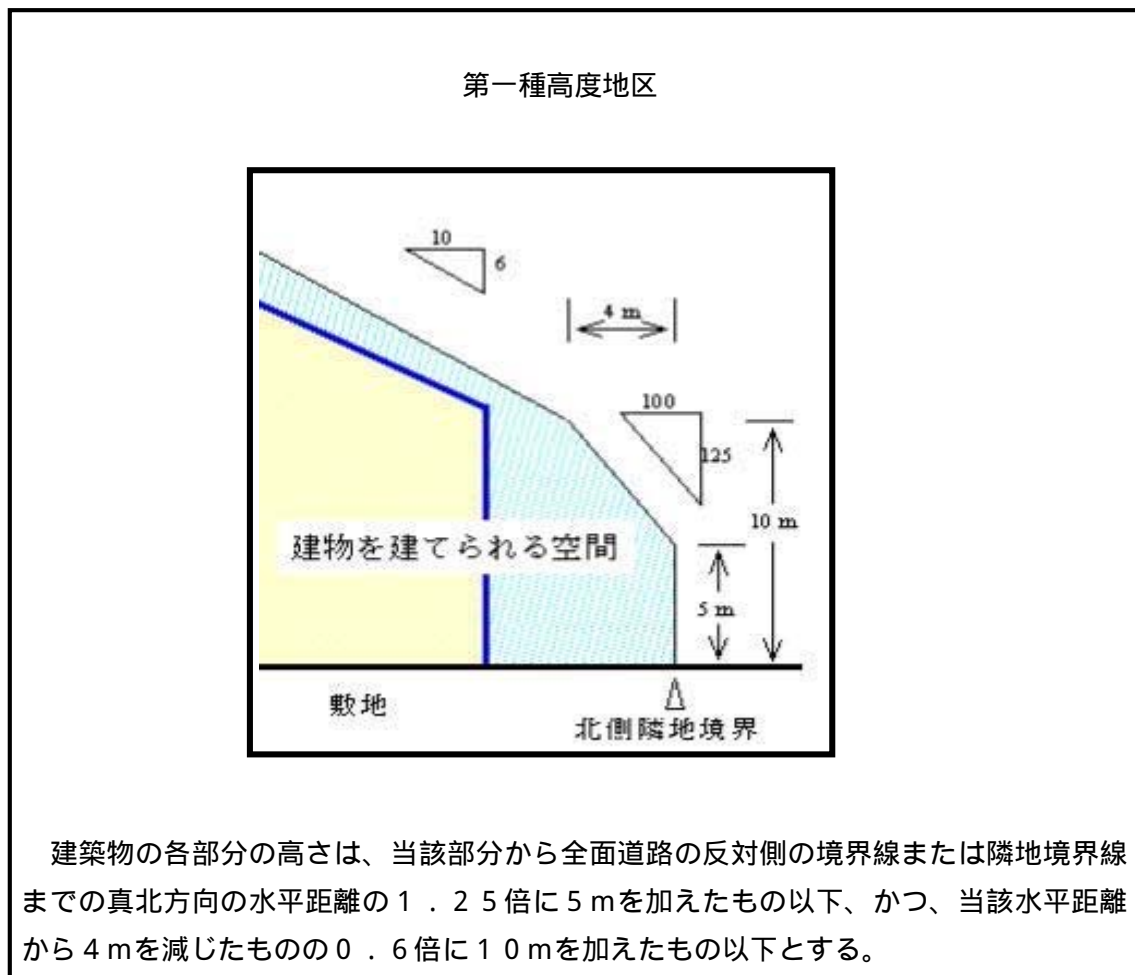


高度地区

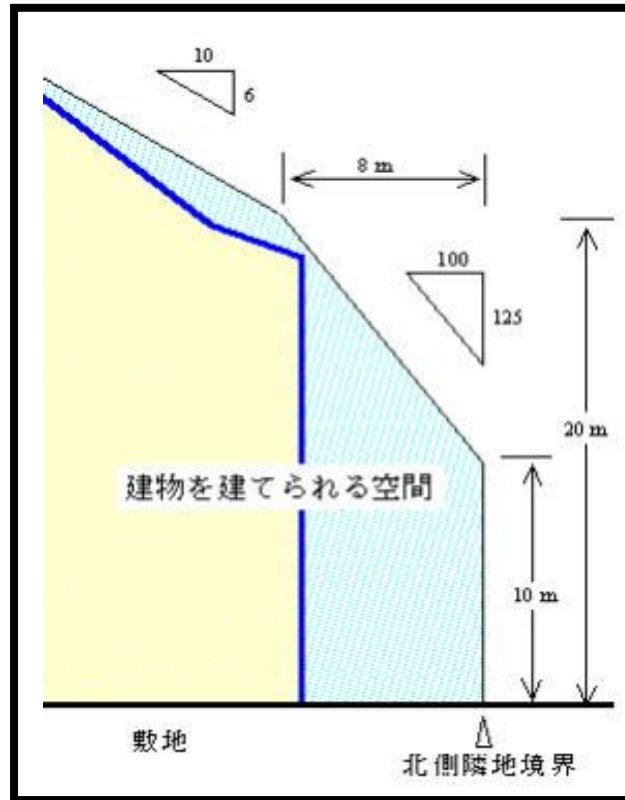
市街化区域内において、日照、通風及び採光等の都市環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める高度地区があります。

君津都市計画では、建築物の高さの最高限度を定める第一種高度地区（592ha）及び第二種高度地区（112ha）を指定しています。

高度地区の制限内容



第二種高度地区



建築物の各部分の高さは、当該部分から全面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に10mを加えたもの以下、かつ、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に20mを加えたもの以下とする。